

建設水道常任委員会会議録

平成15年3月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○浅井 正八 小野 隆雄
吉川 勝義

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
都市建設部長	鍵田 徳光	建設課長	堤 和雄
建設課長補佐	今西 弘至	同課長補佐	川端 伸和
観光産業課長	杉本 正二	同課長補佐	辻本 邦好
同課長補佐	佃田 眞規		
都市整備課長	藤本 宗司	同課長補佐	永井 克育
同課長補佐	井上 貴至	同課長補佐	藤川 岳志
上下水道部長	辻 善次	上水道課長	御宮知恒夫
同課長補佐	佐藤 滋生	同課長補佐	井上 究
下水道課長	田口 好夫	下水道課長補佐	谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

それでは、本日の会議を開きます。

始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉川委員、浅井委員のお二人を指名いたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

まず、初めに本会議からの付託議案であります、議案第10号、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課
長

（議案書朗読、要旨により説明）

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって議案第10号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上水道課
長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 小規模の10トン以下の受水槽について、衛生法でも条例化されたことで、努めなければならないとなっておりますが、それらに対してのフォローはどのようなことがあるのですか。

上水道課
長 今回の法改正により設置者に年1回水槽の清掃・点検、助言、指導、勧告などの措置を事業者として設置者に指導していける立場になったということです。

小野委員 しなかった場合どのような罰則があるのか。それと町内に10トン以下の受水槽を設置されている個所はどれだけあるか。

上水道課
長 この水道法改正の中で、罰則というものはない。斑鳩町に受水槽受けは50基あります。その内10トン以上は11基で、それは県の保健所が管理している分でございます。後39基は10トン以下のもので、年1回の指導をしてまいりたいと考えております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第11号については当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

（議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第14号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、町道認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

建設課長 （ 議案書朗読、説明 ）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり認定す

ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第 1 号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります、(1) 公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 継続審査であります公共下水道事業に関する事について、まず始めに、流域下水道事業の2月末時点の進捗状況であります。竜田川幹線管渠第2号の2の工事「西安堵から割烹松岡」までの工事につきましては、2月20日に完了しています。次に、中継ポンプ場築造工事と電気・設備工事及び竜田川幹線管渠の「稲葉車瀬から三郷町勢野」までの第4号工事は、順調に進められています。

次に、町の公共下水道の進捗状況についてであります。服部2丁目の公共7・公共8号及び舗装復旧は完了いたしました。

供用開始に向けた取り組みにつきましては、12月委員会でご指摘頂きました住民へのPRについては、新年度から整備済みの自治会ごとに説明会を行う事としていますが、責任技術者及び指定工事店の関係につきましても、町建設業協会と水道業者の役員さんに2月5日に説明し、この組合員さんには2月24日に指定工事店の手続をはじめ下水道条例等について説明をさせて頂いたところであります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

吉川委員 確認しておきたいのですが、2月18日の委員会で稲葉から三郷の関係、工期が17年3月15日とお聞きしたと思うのですが、これで合っていますか。

下水道課長 今おっしゃっていただいている分は流域関係の4号で、平成14年12月18日から17年9月30日の工期であります。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、(2)町営住宅建設についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 町営住宅建設事業の進捗状況であります。本体工事につきましては1階と2階の室内アルミサッシの取付工事、断熱材の吹き付けを完了いたしまして、現在1階から順次室内の造作に入っているところであります。外壁につきましても塗装に向けての下地づくりをしているところであります。集会所につきましても、基礎の埋め戻しを完了いたしまして鉄骨の建て方の準備をしているところであります。

3月11日現在の進捗率といたしまして、本体工事は56%、電気設備工事34%、エレベーター工事30%であります。

なお、(仮称)目安北団地完成後に移転していただく五百井、興留団地の入居者に対しまして、代表の方と説明会の日程調整を行い、4月頃には部屋の決定等の入居方法につきましても説明会を実施してまいりたいと考えております。

また、目安北団地の入居者募集につきまして、母子家庭、身体障害者、高齢者等の福祉向けの募集を検討しておりますが、現在取りまとめ中であることから、まとまり次第報告してまいりたいと考えています。なお、住宅設置条例につきましても、建設工事が6月完成予定であることから、次の議会に上程してまいりたいと考えております。以上が住宅建設事業についての報告であります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

小野委員 残ったところを母子家庭等に入ってもらうことを検討していただいているということですが、これは条例の改正を考えておられるのですか。

建設課長 この関係につきましては、要綱等も含めて検討しているという状況です。

小野委員 入居者の募集までに議会等に検討していただく時間があるのかどうか、もう一度日程的な説明をしてもらえますか。

建設課長 この建設工事につきましては6月一杯で完了するというところでございます。その中で1つは設置条例を次回の6月議会にお諮りしたいと考えています。ただ、建て替えのための移転、興留、五百井団地の方々につきましては5月頃には入居していただく部屋の決定をしていきたいと思っています。また先ほど申しました新規募集につきましては7月頃から募集をかけてまいりたいと考えております。ただ入居される時期につきましては、五百井、興留団地の方については7月中には入居していただきたい。新規募集の方については、申込書の配布から実態調査等を含めまして最終10月頃の予定になるかなと考えています。

小野委員 いくつか空いてくるということが解っているのだし、6月末に完成してから全部終わるのは10月というのは、もう少し早くできないのかなと思う。完成してから早く入ってもらえるようにしていかないといけないと思う。今度の五百井と興留の建て替えでの入っていただく方たちに対して、基本的に引っ越しについての経費はどのように考えておられますか。

建設課長 これは、建て替え事業の中で判断しておりまして、また税務補償は国の補助対象ということになっております。これにつきましては、今

日まで両団地につきましてはいろいろな事業説明をさせていただく中で、そういった部分も説明いたしまして一定のご理解をいただいておりますということで、移転についての引っ越し費用については徴収はしないということです。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。
次に、各課報告事項として、（１）議案第１２号 平成１４年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

観光産業課長 （ 観光産業課所管にかかる補正予算の説明 ）

都市整備課長 （ 都市整備課にかかる補正予算の説明 ）

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
議案第１２号、平成１４年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）についてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するということによろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、本件については、当委員会としてこれを了承することと

いたします。

次に、（２）県事業の進捗について、理事者の報告を求めます。

建設課長

国・県事業の進捗状況についてありますが、先ず始めに、国道25号線の昭和橋詰についてであります。現状は、車道と車道の上下に歩道が設置している道路であります。橋詰交差点は、右折車両が停止すると直進車両が止まり、渋滞の原因となることから、車道と歩道の間に50から60センチ程度空間があり、空間を利用して車道幅を拡幅することにより、斑鳩方面行き車両をスムーズに通過できるように右折車両に対する右折溜まりを確保する工事を奈良国道事務所において、平成15年度に施工されると聞いております。

県事業についてであります。三代川改修計画であります。JR法隆寺駅の上下流約400メートル区間で年末年始にかけまして、昨年度調査を実施された家屋調査の結果の報告と境界確定のための進捗状況について、関係者の方々に、県郡山土木事務所と各戸訪問を致しまして進捗状況と今後の進め方について報告を致しました。

次に、富雄川改修計画についてであります。現在安堵町の高瀬井堰付近の工事をされており、また、JR橋の工事につきましては、河床が約3.5メートル下がることから、JRと県において協議がなされ、平成15・16年度に工事をされると聞いております。また、斑鳩区域につきましては、以前に（H13.9月）地元水利組合代表者によります井堰の間取り調査を実施され、その結果が纏まったことから、下流の阿波・興留井堰の管理組合への報告をすべく準備されているところであります。

次に、県道天理・斑鳩線についてであります。東洋シールから興留交差点の約600メートル区間の内、人家が連タンしていた西側200メートル区間において、年末に工事が完了いたしまして、通行車両及び通行者の安全を図られたところであります。また、先線であります農地部分の関係者に対しまして、2月13日に事業計画説明を行いましてご理解とご協力を頂き、3月18日には用地測量のための立会いを予定されています。

次に、国道25号の竜田大橋西詰め交差点の渋滞対策についてであります。この交差点は、第3次渋滞対策プログラムにおきまして、県内43ヶ所の主要ポイントの一つとして、位置づけられていることから、県管理の国道168号でありますことから、県として交差点の改良方策の検討が進められてきました。この事から、事業説明等について、地元関係者と協議を進めるべく調整を図っているところであります。今後は、県としては、測量及び詳細設計等を行うべく準備をされており町としても県と連携いたしまして、事業化に向けて地元との調整を図って入りたいと考えております。

次に、大規模自転車道についてであります。県が進めています自転車道は、3路線があり、その1つとして斑鳩区域には、奈良近鉄駅を起点とし、法隆寺を終点とする奈良自転車道があります。各路線を自転車道で結ぶ道として、お手元に配布いたしております資料-1に基づきまして計画の説明を致します。路線名として明日香大和郡山自転車道線の計画は、明日香(石舞台)を起点として大和郡山市小泉(慈光院)終点の約30キロを飛鳥葛城自転車道であります。資料の路線の色としては、あいみどり色で慈光院から県立第2浄化センターまでの点線部分(未整備)を通り、明日香の石舞台に通ずる実線部分は整備済区間です。うち、郡山土木事務所所管は慈光院から河合町の御幸橋の約4.8キロ、斑鳩町区間は幸前2丁目地内(米寿橋)から阿波地内の約1.7キロ、基本的なルートと致しましては、富雄川河川堤防右岸を利用して幅員は4メートルで堤内地(外法面)を利用して計画されており、近々東洋シール付近で約200メートルを工事着手予定と聞いております。以上が国・県の主な事業計画の進捗状況報告であります。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

次に、(3)第1浄水場整備について、理事者の報告を求めます。

上水道課 第1浄水場の進捗状況について、簡単にご説明させていただきます。
長 排水池、天日乾燥床及び薬注室の築造工事も完了し、外構工事である
植栽工事と舗装復旧工事の準備を行うとともに、現在防犯設備工事の
忍返しフェンスの設置に取りかかっているところです。

排水池においては、3月5日から通水し、漏水のないことを確認しま
したので、予定どおり10日からの電気設備工事の試運転調整に取りか
かり、生物接触及び活性炭ろ過池の逆洗浄した水を有効活用できるよ
う、濃縮槽を通じた上澄水を生物接触ろ過池へ返送するように調整し
ているところです。薬液注入室については、貯留タンクの据付も完了
し、この施設から電気設備的にも調整でき、管理できるよう、次亜塩
素酸カリウムを7日に納入したところです。天日乾燥床においても、濃
縮槽に返送された上澄水以外を受け入れが可能となるよう、ろ過砕
石・ろ過砂の敷ならしも完了しております。

工事期間内で無事竣工できるよう、絶えず安全を心がけ、努力して
いく所存ですので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

以上、各課所管に関する件については、それぞれ報告を受け了承し
たということで終了します。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けい
たします。

小野委員 法隆寺駅前北口の倉庫が撤去されて更地になっているらしいのです
が、地元の複数の方からあの土地を何とか取得する方法を考えて、1
人の方が町長にも言っているようなのですが、あまりいい返事がない
らしいし、やはり法隆寺駅舎の改築を謳っておられますし、北口を降
りて更地になっている状態を見たら、是非とも町としても必要な土地
だということもおっしゃっていますし、このことについて町から何か
働きかけをしておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

都市整備課長 駅舎整備の担当課ということで、駅前北口広場も狭いということで、今日まで当該土地の所有者に2回接触はさせていただいております。今後も引き続いて土地の協力のお願いをしていきたいと考えております。

小野委員 町長の地元でもありますし、北口以前公園を整備していただきました。余りにも中途半端な大きさと、敷地がああいう状態なので仕方がないと思いましたが、倉庫の跡地というのは広い土地で更地になっている状態ですので、駅舎改築に必要ではなく、観光都市としての玄関口ということで、こういうことはもう起きて来ないと思いますので、是非とも地権者に協力してもらえるように、町長が先頭に立って行くべきだと思う。このことは再度私から町長にお願いしにしようと思うのですが、助役さんはどのように思っておられるのかお聞きしたいと思う。

助 役 駅前北口の倉庫の跡地の件なんですが、町長から担当の都市整備課長に積極的に指示はしておられますし、私も課長から行きますよということを聞いており、現在そういう体制を取っております。何れにいたしましてもやはり相手がございますから、相手の条件に応じられるかという問題もありますが、駅前整備の関係も含めて積極的にお願いしていこうと考えております。

小野委員 いろいろ計画があるんだと思うのですが、この際是非とも協力してもらえるように町長も含めて一丸となってやってもらいたいと思います。

それと、予算委員会の時に少し話をしたのですが、定期監査の結果で水道の鋳鉄管ということで、「用途を熟慮せずに購入し、長期に保有した点に原因がある」と言い切っておられるし、予算委員会の時に質問させてもらったときに、辻部長からはこういう具合に使っていくと

いう説明を受けたのですが、代表監査委員も本会議場で使い道があるようなことを言っておられたのですが、これらは水道決算や定期監査の時に指摘されていたと思うのですが、ここまではっきり管理上の問題でないと、これを購入されたのは大分前のことで、今の部長には関係ないのですが、仮の配水管のために購入してあったのかと思うのですが、もう一度その時の経緯と、それと定期監査の中で今度パークウェイに入れると答弁されているのだったら、ここまで書かないのではないかとないかと思うので、はっきりした計画を打ち出して答弁をされたのかどうか確認させてください。

上下水道
部長

300の鑄鉄管につきましては、以前5拵の中で南都銀行から服部道まで通すということで計画されておりましたが、それが費用対効果があるかどうかいろいろ検討いたしまして、事業を中断させていただきまして、今回パークウェイのところに入れていくということで、計画更をさせていただいております。買った時点はそこで使うということで、当初県から仮設管のものを無償で譲渡されておりますが、輸送料が100万円かかっているということで、それが今日まで置いてあったということで、全部が使えるわけではないですが、これで計画をしております。それから新池から未整備になっていますが、6メートル計画道路が計画されてます。その間についても300が入っていますが、その管も入れ替えるということで当初そのような計画をしておいたということではありますが、新池については事業が進んでいない。それと5拵の中で南都銀行から服部までの分につきましても、今現在法隆寺線もパークウェイもできるということでもありますので、それを300の管に持っていこうという計画をしております。当初はそういう目的で県から譲り受けたということで、監査委員についてもご理解をいただいていると、今後も事業の進捗を見ながら使っていきますということをおっしゃいます。一定の方向性を出しているということで、監査委員からご理解をいただいているということで我々考えております。

小野委員 輸送費に100万円かかったということですが、これだったら用途を熟慮せずに購入し長期に保有したことに原因があるといっておられるから、これは表現が厳しいです。こんなことでこうして文書に残るのですから、今の説明でここまで書くのかものすごく疑問があるし、県が仮設で使った300の铸铁管が要らなくなったから、铸铁管代としては要らないと、だけど輸送費は100万かかるということで、あそこへ貯蔵してもらったと思うのですが、それはいつのことでしたか。

下水道課長 平成6年の異常湧水ということで、県水同士のために設置された管であります。そして湧水状況が収まったので撤去するという中で、当時要らなくなったものであれば、うちが活用する方がいいであろうという考え方で、先ほど部長が説明させてもらったようなことです。

小野委員 その铸铁管当時で新品で購入した際幾らほどしたのですか。

上下水道部長 現在6m5万円ほどと聞いております。

小野委員 何本あったのですか。

上下水道部長 100本ありました。

小野委員 湧水の際は断水もなくクリアしながらきたと思うし、県に対してもある程度の協力はしなければいけなかったら、余ったものをこちらで使うという考え方は正しいと思うし、いつも水道決算の時、代表監査委員は指摘しておられたのですか。

上下水道 以前に場内を視察していただいたときに、管理状態が悪いという指

部長 摘がありました。前ビニールシートで覆ってありますがほとんど短時間で破れてしまったということで管理上悪いということで、今回厚いシートで覆いさせていただきます。また古い引き上げた管も放置しておりましたので、その辺の整備状況も言われておりました。今現在については管理状態についての指摘はされておられません。

小野委員 南都銀行からタンゴ道まで管の入れ替えに使えるだろうということで計画していたが、部長の答弁では費用対効果を考えて施工しなかったということで、余ってきている。そうしたらそこはどのような管が必要とするのか、それと今回聞いているパークウェイの400mモデル区間にいつ頃入れる計画があるのか、どういうふうにつないでいくという年次計画が決まっているのなら教えてください。

上下水道部長 タンゴ道は75入っていますが、13年度に管路の整備方針を委託させてもらいまして、その時に今の配水池計画の関係から今現在パークウェイの方という計画をさせていただきました。今後の計画については老朽管も入りますので、その辺については全体的な整備をしていこうということで、資金計画を基に同時施工になるような形でパークウェイ等事業の進捗状況によって布設していこうと考えています。

小野委員 タンゴ道75が入っているということですが、300の铸铁管じゃないのですか。そしたら斑鳩の上水道で300は何キロ位はいつているのですが、それほどないのではないのですか。300の管というのは斑鳩で必要ではなかったのではないかと疑問に思うのですが。

上下水道部長 300の管は斑鳩町で5670m布設はしていますが、5拡で南都銀行の所までは300の管が入っています。そこから服部道まで繋いでいこうという計画でしたが、それが300に変えたからと言って費用対効果を見る中では施工しても費用対効果はないということの中で、今現在都市計画道路を整備される中で、北部配水池から竜田川、

神南まで送っていかうということで300の管を布設しようと考えています。途中で計画を変更したということがありますが、300の管を無理に使うのではなく将来的な配水計画を考える中ではその方がベターであろうということに取り組んでいます。

小野委員 神南地区へ水を300の管で送り込むという目的がきちっとあったらいいが、新しい道をつくるからそこへ入れるという考え方だったら、貧弱な考え方だし、行き当たりばったりの考え方がしたから言っただけで、ただ法隆寺線がこうして繋がって行って神南へ向いて持っていくのだったら、タンゴ道に300の管を入れ直しても、何も新しい道に入れていく必要もないのかなと思いますので、きちっとした計画を持って進めてもらいたいと思う。

それから、パークウェイの関係で、予算委員会の中である委員さんが景観のことを踏まえて、地下埋をやっていったらどうかとか賛成意見の中でもそう言っておられた委員さんがおられるのです。その中でパークウェイについては電柱は他から持って来るという答弁をされたと思うのですが、そういうことは可能なかどうか。電柱を道路に立てたいという地主さんから要望があったときに、それは道路管理者として拒否ができるのですか、その点を確認させてください。

助 役 私は予算特別委員会の際には非常に難しいということを書いておりました。担当課はパークウェイの場合につきましては、国道は道路上に電柱を立てさせないということで申し上げておりました。また都市計画道路では町としても同様に電柱を建てさせない指導をしていくと言っておりますが、私は担当課には非常に難しいと話しております。というのは電柱を立てないということは家を建てるなということにつながるような思います。そういうことと同時に景観の関係ですから、例えばこれが可能となれば、道路の接点で電柱を立てる。こうしたことは景観形成にならないですから、そういうことを含めて担当課の意見も含め、十分に検討を重ねながらやっていかなければならないと思

っております。

小野委員 道路の景観のため電柱を立てさせないといふように指導すべきという意見は1つの意見ですが、それで住民が家を建てられることに対して電気が供給できないということは、そういうことで電柱を立てるのはダメだとは、そこまではできないと思いますし、法起寺の所で景観で地下埋をやった後農家住宅が1軒建ちましたね、その時に電話線を持っていくのに確か1千万円近くの経費が自治体持ちで家を建てられる方の所まで持っていったという事実があったと思います。地下埋をするのはきれいで景観にも良いだろうけれど、ものすごく後経費がかかるのです。それに対してあまり強制的に電柱の埋設ということに対してはある程度慎重にならざるを得なくてはいけないなと私は思っているのです。あれだけ言われて返答がなかったから心配をしていたのですけれど、今の助役の話でケース・バイ・ケースではなくて基本的に認めざるを得ないんだということ、道路の関わりで担当の方でも、建築確認の関係で整備課の方も事前協議とかでそういうこともあるのでしょうか。電柱のないところへ家を建てられることについては水道もそうなんです、電気もそこへ持って行かざるを得ないので、新設道路に新しく家を建てるなということになりかねないから、その辺整理して答弁願えますか。

助 役 担当課はそういう意気込みで今取り組んでいるということでございます。そういうことを含めて私の方で調整させてもらって、どういう形でやっていくかと、こういうことで対応させてほしいと思うのですが、法隆寺線は家も1軒建っていますし電柱も立っていますから、そういうことも含めて町としての判断をさせていただきたい。ただ景観的な問題での地下埋設ですから、やはり景観形成する中の形で町としては家を建てる方、電柱を立てる方には協力を得ていく、当然これはそうしていかなければ進まないと思っています。

浅井委員 法隆寺北駅の広場の問題ですが、町としてはもしあの敷地を買えたら買う意向はあるのですか。

助 役 先ほどもお答えいたしておりますが、現在都市整備課の方で積極的に用地についての協力をお願いしているということでございます。ただ相手に条件もございませし、その条件が町でどうなるかということもございませので、そういうことはそこまでは入っていないということでございます。

浅井委員 現在買われた方はよそへ移っていると思いますが、それ分かりますか。

都市整備課長 今日まで2回その所有者にお会いしているのですが、その土地利用について検討しているということでお伺いしてまして、当該土地を譲渡するとかそういう話は聞いておりません。

浅井委員 本人さんは井上さんであって、今あそこに建築確認が出ている工事があって、看板が出ているから、名前が変わったもので出ています。私は井上さんのものでないと思います。

都市整備課長 担当として会わせていただいたのは先月の14日位でその時点でそういう話は聞いておりません。近々解体はする予定はしているという話は聞いております。

浅井委員 もう一つ聞かせてください。高安並松線について今どのようなになっているか聞かせてください。

建設課長 今おっしゃっている路線については新池から東向いて三代川までの間ですが、2年程前ですが交渉を再三行ってきたのですが、地権者それぞれが等しくそれ以降については交渉していない状況です。

浅井委員 それはそれとして、あそこが通学路になっているのが、前委員会でも質問があったと思いますが、あの道路が狭いので車が来たら避ける場所がないということを知ったのですが、私も近所の方から時間帯の一方通行はどうかという話を聞いているのですが、私の質問の時は公安委員会に言わなくてはならないと、先日の質問は他所にもそういう時間帯の一方通行があるのでしたらどうかという意見があったと思います。できたら7時半から8時の間でも一方通行にしてもらって、子供が学校へ行くのに安全なようにしてもらえないか、再度お伺いします。

建設課長 ご指摘いただいている路線については、担当課は環境対策課ですが、交通規制という形で、私どもは道路管理という立場で双方協議いたしまして、西和警察とも協議もいしまして、その中で調査をいたしまして、その調査報告書も合わせまして、西和警察を通じて公安委員会に時間帯の交通規制ができるように現在進めている状況であります。

委員長 暫時休憩します。（午前10時16分）

委員長 再開いたします。（午前10時27分）

吉川委員 まず先ほど小野委員から質問のあった上水道の配管図面を委員に配布してもらえないか、お願いしたいと思う。

それから公共下水道条例に関連して、私も含めてみんなからいろんな要望なりご意見が出ていました。それに対してその後どうなっているのかお聞かせ願いたい。

次に、行政界ですが、特に道路面でも、私らが聞かれても分からないところがある。ここまでは三郷でここまでは安堵だとか。せめて幹線道路だけでも行政界の明示といいますか、するしがないものか。

それから町政モニター制度がありますが、そこからいろんなご意見が出ていると思う。これらについて町の方でどう対応し、もしまとまったものがあれば議員にも文書でいただきたいと思う。以上4点についてお願いします。

上下水道
部長 まず水道の管路図については、全体の大きな管内図みたいなもので落としています。それを整理できるか検討して次の委員会で報告させてもらいたいと思います。

下水道条例に関連しましては、下水道を促進するために私道にも埋設できるということで、平成6年に一定のご理解いただいていたところですが、再度見直していきたいと思っています。特に住民からの申請の簡素化ということで、現在水道につきましては手続きは業者でほとんどされておりまして、下水道についても住民にあまり窓口に来てもらわないよう、指定工事店対応でできるような格好でお話させてもらっております。また新年度から地元説明会に入っていく、その為のアンケート等を作っていくと考えています。

総務部長 行政界の関係ですが、国や県道には入っているということだと思いますけれど、町道関係については隣接する町、市等と協議する中でどうしていくか、また道路管理者とも調整しながらやっていかなければならないと考えています。そういったことをご指摘の関係につきましては検討してまいりたいと考えます。

町政モニターの関係については、まとまったものがあれば資料として出していただきたいということでもありますので、確認いたしましてあれば出させていただくということで、なければまとめるようにしたいと思います。

吉川委員 配管図ですが、次の委員会はないと思う。できれば早くしてもらいたいと思う。

上下水道
部長 全体の配管の図面というのは1000分の1で落としているのがあります。それを1枚に落とすのは時間がかかりますので、その辺は相談させていただきたいと思います。

吉川委員 1枚ずつ見るのと1つずつ見るのでは気づくところも気づかないと思う。せめて担当課ではそのくらいの図面を作成しておくべきだと思う。早急にやってもらいたいと思います。

それから下水道条例に関連してですが、その中で雨水の関係で現浄化槽の関係等お願いしていました。それについて検討してもらっているのか。当時は委員会に諮ってとおっしゃってました。あれからいっこうに出てこない。やっぱり検討課題になっているものは検討して、委員会で報告し理解を求めるようにやってもらいたいと思うので、一回整理してもらって出させていただきたいと思います。

次に、行政界の関係ですが、私の言っているのは道路の関係で仮に1つの例で国道から神南へ入ってくる。その中でどこまでが三郷町か分からない。是非ともこういうものについても整理をしてもらいたい。

町政モニターについては部長が言っていただきましたので、やはり皆さんの意見を少しでも反映させる、また反映できないものについてもこういう理由でできないという説明をしていかないと信頼関係が薄らいでいくと思う。是非とも町政モニターについてもちゃんとした措置をしてほしいと思います。

小野委員 先ほど浅井委員がおっしゃっているような経緯があるのなら、また後手後手に回ってしまうと思うし、早速地権者に交渉をしていただきたいと思う。そのように再度お願いしておきます。

それから、公共下水道の供用開始をしたときに一番心配しているのは、先日も耕地協会の視察に同行させていただいて、その中で南紀水道改良区でしたか、視察させてもらった時に、元々のやり方は違うけれど、あの時の耕地協会の会長が水利組合の再編成とかを考えながらやっていかなければならないとおっしゃっているのですが、それらも

含めて総合的に用水の確保ということはもっと行政も真剣に耕地協会の人たちと協議しながらやっていかなければ、これも後でしまったというようになってはいけないと思うので、その点職員も行っておられたし、そういうことを課題として耕地協会も視察を行っていただけるみたいなので、担当課はしっかりと認識してもらいたいと思う。耕地協会は観光産業課の担当になると思いますが、下水道が供用開始になるのが確実にできていますから、下水道課とタイアップしていろいろと協議してもらいたいと思います。

それと、先日私どものレターケースに三代川の図面を入れてもらったのですが、これで私が一番心配しているのはNo.11はどこにあるのか知らないのですが、三代川の北側が住宅地で一杯なのです。そこらの断面を一番知りたいのです。こうしてNo.11と書いている限り平面図もあるのでしょうか。だから用地買収が終わって がついているところは住宅地が多い、そこらの断面図を付けてもらいたいなど。それはなかったのですか。

建設課長 標準断面図という形で付けさせてもらいました。平面図もあるのですが、相当距離が区間的にありますので、資料的に広大なものになってきます。委員が指摘されている北側の家屋の建っているところには基本的には今の川から南の方へ川と道路がつくということで民家の方についてはかからないという形です。ただし上流部分についてはどうしても現道の北から下ってくる三代川がありますので、その取り合いの関係については一部民地の分については用地買収が済んでいると聞いています。ただ家屋の建っているところには若干川、道路の放線両方それぞれ出てきますのでそれを含めて計画されます。ですから通常民間の方へはそういった敷地が民家の方へかかるとは県としては考えておらないということです。

小野委員 だから民家のある場合の断面のとも一緒に付けてください。なぜ付けられないのですかと言っている。付けられるのでしょうか、それだ

けです。

都市建設 私が課長に頼んだのですけれど、川と道路が一緒かどうかという問題がありましたので、それをご理解していただくのには標準断面図だけでいいのかという形で簡単に考えてしまいました。それでお渡しさせていただいたという経過があります。今おっしゃっているようにその部分の断面も用意できますので、その分も一緒に提出させていただくということでご理解願いたいと思います。

小野委員 委員から何を求めているかというのを的確に対応してもらいたい。早速その断面図も付けてもらって提出してください。

吉川委員 小野委員に反論するのではないですが、私は道路の幅と川の幅を前に聞いた時にこうだったからそれを示してくれと申し上げました。確かに小野委員が言ったようにそういうものを付けてもらったら一番分かりやすいのだけれど、要求したのがそういう状態なので、もし今後誰かが資料を請求した時、その時にお互い指摘してついでにこれもつけてもらったかどうかというように持っていった方がスムーズに行くと思うので、今後そういう方法を私たちも考えていかなければいかんと思う。

委員長 他についてもこれをもって終わります。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

助 役 (あいさつ)

委員長 これをもって閉会いたします。(午前10時55分)